

印長裁  
認判

第一号様式(口頭弁論調査合議用)

次回期日	民事訴訟法第一四三條第一項第四号の事項	状況等	当事者	裁判所書記官	裁判官	裁判官	裁判長裁判官	場所及び公開の有無	期日	事件の表示	第一二回口頭弁論調査(和解)								
											平成 年 月 日 午前 時 分	平成 八年 二月 八日 午前 三時 〇〇分	平成 八年 二月 八日 午前 三時 〇〇分	九	九	九	九	九	九
			別紙記載のとおり	福田修	山下寛	上田典	浅田登美子	広島高等裁判所岡山支部第二部 法廷で公開			弁論の要領	当事者間につきのとおり和解成立	当事者の表示	別紙記載のとおり	請求の表示	別紙記載のとおり	和解条項	別紙記載のとおり	裁判所書記官 福田修

最高裁判所 第一号



裁 判 所

請求の表示

請求の趣旨及び原因は、原判決（岡山地方裁判所昭和五八年ワ第七三〇号入害差止等請求事件の判決）事実摘示のとおりであるから、これを引用する。

前文

本件訴訟は、倉敷市水島地区における公害健康被害補償法に基づく認定患者らが、第一審被告川崎製鉄株式会社、中国電力株式会社、三菱化学株式会社、岡山化成株式会社、旭化成工業株式会社、水島共同火力株式会社、三菱石油株式会社、株式会社ジャパンエナジー（以下、単に「第一審被告会社」という。）に対し、大気汚染物質の排出の差止めと損害賠償とを求めた事案である。

しかるところ本件第一審判決は、差止め請求についてはこれを全面的に却下し、損害賠償については、第一審原告原告らにつき因果関係を認め、損害賠償額につき、一部第一審原告原告らの請求を棄却する判断をしたため、当事者双方ともこの認定を不服として控訴し、因果関係の存否及び損害認定の判定は、控訴審判決に持ち込まれるところとなった。

最高裁判所 九号の一

ところで、慢性気管支炎、気管支喘息、肺気腫等の疾病は、喫煙・アレルギー・職業性暴露及び大気汚染などその他諸々の複数の要因を病因とし、その中のさらに大気汚染に起因する呼吸器疾患の発生は、工場から発生するばい煙、粉じんのほかに、自動車から排出される各種汚染物質等による複合汚染によりもたらされるとされている。

第一審原告原告らは、第一審被告会社の排出した二酸化いおう等の大気汚染物質によって、公害健康被害補償法の指定疾病である慢性気管支炎、気管支喘息、肺気腫等に罹患したと主張し、第一審被告会社は大気汚染物質の排出は認めたものの、水島地区の汚染濃度では右各疾病を発症させるには至らないとして因果関係を争っている。

本件訴訟では、第一審被告会社の操業に伴う排出にかかる大気汚染物質と第一審原告原告らの疾病罹患との因果関係の存否が最大の争点である。

本件訴訟で取り調べた証拠資料によれば、水島地区において公害健康被害補償法による認定患者が多発し、現在も第一審原告原告らが認定疾病のため苦しんでいること、水島地区においては昭和三〇年代末ころから、昭和四〇年代後半にかけて環境基準を超える大気

汚染があり、この大気汚染に第一審被告会社の排出した汚染物質が寄与していること、各事実が認められるが、この事実の評価をめぐっては第一審原告らと第一審被告会社の間で争いがあり、今後とも当事者双方が、第一審被告会社の操業に伴う大気汚染物質の排出と第一審原告らとの疾病罹患との因果関係についての争いを続けるならば、最終判断による決着にはさらに相当の日時を要するものと思われる。

他方、提訴以来すでに長期間が経過し、第一審原告らの中には高齢者も多く、多数のものが死亡していること、第一審被告会社は公害防止対策に努力を継続し、少なくともその周辺の環境は改善されてきていることなどの訴訟に現れた一切の事情を総合すると、当裁判所は現段階で右の争いを止め、和解によって本件訴訟を終結させるのが最も妥当な解決であると考え、以下のとおり和解勧告したところ、当事者双方もこれを了として和解が成立するに至った。

#### 和解 条 項

一 一審被告らは、一審原告らに対し、大気汚染とその健康影響をめぐる長期に亘る紛争を

最高裁判所 九号の一

終結し、将来に亘る友好関係を樹立する趣旨で、解決金として金四億〇一〇〇万円（算定内訳・第九一号事件被控訴人兼第九四号事件控訴人らについて金三億九〇〇〇万円、第九四号事件控訴人らについて金二一〇〇万円）を一括して平成九年一月三十一日限り、一審原告ら訴訟代理人弁護士土山崎博幸事務所あて持参又は送金して支払う。

但し、一審原告らは、右解決金の一部を一審原告らの環境保健、地域の生活環境の改善などの実現に使用できるものとする。

二 前項の解決金の内金二億一七六七万七四八〇円については、一審原告らが本件第一審判決に基づく仮執行によって取得した同額の金員をもって、一審被告らから一審原告らに対し、既に支払われたものとする。

三 一審原告らは、その余の請求を放棄する。

四 一審原告ら及び一審被告らは、本和解により、一審原告らの公害健康被害補償法に基づく受給資格に何らの影響がないことを相互に確認する。

五 一審被告らは、今後とも公害防止対策に努力する。

六 一審原告らと二審被告らは、本和解条項に定めるほか、本件につき他に何らの債権債務のないことを確認する。

七 訴訟費用は、第一審、第二審を通じて、一審原告ら及び一審被告ら各自の負担とする。

以上

右は正本である。

平成 八年 八月 八日

広島高等裁判所岡山支部第二部

裁判所書記官

福田 修



最高裁印 二二号